

瑞穂市特別職等報酬審議会 会議録

審議会等の名称	平成28年度 第3回 瑞穂市特別職等報酬審議会 会議
開催日時	平成28年9月6日(火曜日)午前9時30分から午前10時05分
開催場所	瑞穂市総合センター5階 第4会議室
議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問事項の審議</li> <li>・ その他</li> </ul>
出席委員 欠席委員	<p>〈出席委員〉 奥村享、小森良泰、関谷守彦、棚橋薫、長尾マツ子、 松野守男、宮坂果麻理</p> <p>〈欠席委員〉 松井欽弥</p>
公開・非公開の区分 (非公開理由)	公開
傍聴人数	0人
審議の概要	<p><b>開会</b></p> <p>【事務局】 只今から第3回瑞穂市特別職報酬等審議会を開催します。初めに会長のあいさつをお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(宮坂会長あいさつ)</p> <p>【事務局】 瑞穂市特別職報酬等審議会運営規則第3条の規定により宮坂会長に議事進行をお願いしたいと思いますが、議題に入る前に資料の確認をさせていただきます。次第と答申案の2点になります。本日、松井委員が欠席ですが、過半数の出席がありますので、報告をします。また、議事録署名者ですが、松井委員が欠席のため、長尾委員と松野委員をお願いしたいと思います。よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>【事務局】 続きまして、傍聴人についての協議をお願いします。瑞穂市審議会等の設置運営等に関する要綱第11条の規定により審議会等の会議は原則公開となっております。また特別職報酬等審議会運営規則第10条第1項の規定では会長の許可を得たものが傍聴できると規定しており、また同条第2項では会長が必要であると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができると規定をされております。本日、傍聴希望者は今のところいませんが、みえた場合に傍聴を許可するかどうかを事前に協議していただきたいと思っております。併せまし</p>

て、本日の配布資料は、答申の原案となるものです。傍聴人に配布する資料について、市長に答申する前段階のもので、その取扱いについて協議をいただきたいと思えます。それでは宮坂会長よろしくお願いたします。

【会長】 では傍聴人の許可について、許可してもよろしいですか。

(異議なしの声あり)

【会長】 また、傍聴人に配布する資料については、答申前ということで回収した方がよいと思えますが、いかがですか。

(異議なしの声あり)

【会長】 では回収とします。それでは早速議事に入ります。諮問事項の審議ということで、前回までの審議をもとに答申案を作成していただきましたので、事務局より説明をお願いします。

(事務局 答申案説明)

【会長】 では、答申案について、前回の審議で決定した部分になりますが、間違いはないですか。実施時期は平成29年4月1日となりますがよろしいですか。また、2ページ目以降はこの結論に至った審議の経過を示しています。1度こちらをご一読いただきたいと思えますので、少し時間をとります。

(委員 答申案確認)

【会長】 それでは確認いただいた箇所について、何かご意見、修正点等ありましたら意見をお願いします。

【A委員】 2点あります。まず「2」の最後に「少数意見を提出」と書いてありますが、私ともう一人のかたの意見ですが、まだ意見書として文書になっていませんが、どういう風にするのですか。

【事務局】 この会議の終了後に関谷委員に相談させていただこうと思っておりますが、案は作っております。今日松井委員が欠席ですので、関谷委員に確認していただき、後日松井委員の賛同が得られましたら提出できますが、意見が違ふと少数意見は提出できませんので、その場合はこの「少数意見書を提出する」という部分は削除したもので答申するという形になります。

【A委員】 今日市長に出すのではないということですね。分かりました。それと「おわりに」のところの2段目の「また、本審議会の開催については、前回から続けて、カッコ市議会議員定数を1減とした議員選挙後に」というこのカッコ付けは、なんかあえて付けたみたいない感じで、ちょっと文章的にもいまいちですし、議員定数とは関係なく、その時の事情によって変わるでしょうから、このカッコを外した方がよいのではと思いましたが、いかがですか。

【会長】 今、提案いただきましたがいかがですか。カッコ書きのところについて何か意見はありますか。

【B委員】 カッコの中ではないですが、中段以降に「議員選挙前に報酬月額を審議」とありますが、これを「議員選挙前年」というように、「年」を1文

字加筆していただくことはできないかなと。「前」だけだと、直前にやってもほとんど意味がないので、前回の話にもありましたように、分かるようにするためには最低でも前年にやってほしい。そうするとその翌年の4月からということで、例えば市のホームページなんかに掲載のわけですから、「前年」にした方がよいと思いますがいかがですか。

【会長】 他の委員の皆様いかがですか。

【C委員】 私も意味的には同じですが、前年というのが微妙です。選挙が4月だと、その前年が1年前という意味だと私個人は取りたいのですが、それを前年度と取ると、3月でも前年度ですね、4月の選挙に対して。そうすると4月の選挙で3月に決めても、前年度に決めたじゃないかと言われてしまうので、「選挙前1年前までに」とした方が。

【B委員】 そうですね、C委員が言われるのが一番だと思います。

【C委員】 「望ましい」と書いてあるので、必ずやらなくてはいけないとは…。

【B委員】 絶対やって欲しいですね。

【会長】 「議員選挙前1年前」ということで具体的に示した方がという提案ですが、いかがですか。

(異議なしの声あり)

【会長】 事務的にはどうですか。

【事務局】 はい。

【会長】 では、先ほどのカッコ書きの部分についてはいかがですか。

【B委員】 急に大幅減はできないでしょうから、これはだんだんやっていかないとしょうがないでしょうね。

【会長】 これを入れるのと入れないのとでは、意味合いがどうですか。

【A委員】 別にカッコがあってもなくても意味は…。というか、カッコがあると意味がちょっと逆に何を言いたいかわかりづらいし、定数を1減らすとかそこまで出すのはちょっとどうかと思いますので。

【会長】 ここは取るという形でも大丈夫でしょうか。

【事務局】 はい。

【会長】 それでは、「議員選挙前1年前」ということで、具体的なものを記すという形ではいかがですか。

(異議なしの声あり)

【会長】 そのほか、何か修正すべき点がありましたら意見をお願いします。

【A委員】 表紙のタイトルが「議会の議員の報酬の額及び市長、副市長等の給料の額等について」となっていますが、諮問は「瑞穂市特別職の報酬等について」となっています。あえてこの文章に変えられた意図はあるのですか。

【事務局】 答申の中には正式なもので全部書きましたが、表紙については、長くて2段3段になってしまったので、1段にまとめるために簡単にまとめただけです。正式なものは中の答申に書いてありますので。

【A委員】 とうか、市長からの諮問は短いすよね。

【事務局】 同じようにした方がよろしいですか。

【A委員】 私はどちらでもいいですが、同じにするのかなと思ったので聞いてみただけです。

【事務局】 同じにしても問題ありませんので、会長や委員の皆様が同じようにということでしたら、変更させていただきますので聞いていただけたら。

【会長】 いかがですか。

【C委員】 最初の諮問の文章の並びが、「瑞穂市特別職の報酬等の額について（諮問）」という題名になっているので、それに対する答えですから、もっと簡単に「瑞穂市特別職の報酬等の額について（答申）」で済むのではと思うのですが。この諮問に対する答えですから、同じ題名をつければいいと思います。

【会長】 ではそのように修正をしていただければと思います。皆さんよろしいですか。ではそのほかいかがですか。答申内容についてはこのような形でまとめさせていただきたいと思いますが。

（異議なしの声あり）

【会長】 ではよろしいということで。次、議事の2番目、その他何かありますか。

【事務局】 今、委員の皆様から修正していただいた件について、もう1回読ませていただいてもよろしいですか。修正箇所としてまず1枚目、瑞穂市長棚橋敏明様、瑞穂市特別職報酬等審議会会長と書いてあるその下の部分です。答申の前の部分ですが、今現在「議会の議員の報酬の額及び市長、副市長等の給料の額等について（答申）」とあるものを「瑞穂市特別職の報酬等の額について（答申）」という風に改めますのでよろしくお願ひします。市長からの諮問の題と同じ題で答申をする、という風に変えさせていただきます。続きまして、答申の3枚目、4の「おわりに」というところです。「本答申は、諮問事項を各委員が慎重に審議した結果であり、内容については最大限尊重し、適切に取り組みされることを求める。また、本審議会の開催については、前回から続けて議員選挙後に諮問が行われ開催しているが、議員選挙1年前までに報酬月額を審議できるように開催することが望ましいと考える」という風に改めますのでよろしくお願ひします。カッコ部分については削除し、「議員選挙前」というところを「議員選挙1年前まで」という風に改めますのでよろしくお願ひします。以上です。

【会長】 今、修正箇所2点について読み上げていただきましたが、間違いありませんか。事務局からそのほか何かありますか。

【事務局】 答申案の2、市議会議員のところに、別添少数意見書をつける場合を想定してこのように書いてありますが、万が一意見書がなくなった場合は、この部分については削除しますので一応報告させていただきます。

【事務局】 少数意見がない場合については、但し書き以降の文を削除しますのでよろしくをお願いします。事務局からは以上です。

【会長】 ありがとうございます。それでは本日ご協議いただいた内容で市長への答申ということになります。再度ここで委員の皆様にお諮りいたしますが、修正内容につきましては、本日欠席の松井委員に確認をいただいた上で私に一任ということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

【会長】 そして市長への答申についてですが、本日松井委員が欠席ですので、申し訳ありませんが後日になります。答申の日については、本来であれば審議いただいた皆様全員でそろってというのが本意ではありますが、9月に入って議会が始まり、なかなかスケジュールの調整が難しいと伺っております。そういう関係がありまして、私のみで市長に答申させていただきたいと思っておりますがよろしいですか。

(異議なしの声あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは市長とスケジュールを調整した上で答申させていただき、その答申のコピーについては、また皆様に郵送等させていただきます。先ほどもありましたが、少数意見については、本日松井委員が欠席ですので、後日関谷委員と調整の上、答申の前までに私に提出していただければと思っておりますがよろしいですか。

【A委員】 了解しました。

【会長】 では以上をもちまして議題の審議はすべて終了ということになります。皆様3回にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。いろいろと熱い思いをこの審議会場で出していただきまして、本当に瑞穂市の未来に明るいものを私自身も感じることができましたし、今回の答申案、自信を持って市長にお渡しさせていただきたいと思っています。長時間にわたりまして誠にありがとうございました。

【事務局】 それでは事務局の方から、最後となりますが皆様方に御礼を申し上げたいと思います。委員の皆様方においては、大変お忙しい中、7月、8月、9月と3回にわたりましてご審議いただきまして本当にありがとうございます。皆様方の熱心なる論議によりまして、今回の答申案ができたと思っております。本当にありがとうございました。只今会長からもお話がありましたように、少数意見とか最終調整をしながら市長への答申となりますので、皆さんどうかよろしくお願ひしたいと思います。本日は本当にありがとうございました。以上をもちまして審議会を閉会とさせていただきます。

閉会

事務局  
(担当課)

瑞穂市 企画部 秘書広報課

TEL 058-327-4130

FAX 058-327-4103

e-mail hisyokou@city.mizuho.lg.jp